

令和元年10月1日から

3歳～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを

利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

市内の保育所・こども園を利用する保護者の皆様へ

【保育料】

- 令和元年10月1日より、市内の保育所・こども園（保育分）を利用する3歳児クラス～5歳児クラスの保育料が無償化されます。
0歳児クラス～2歳児クラスについては、非課税世帯のみ保育料が無償化されます。

※なかよしこどもえんは幼保連携型認定こども園です。

【延長保育料】

延長保育料は無償化の対象となりません。

【一時預かり事業や認可外保育施設等との併用について】

市内の保育所を利用し、さらに、一時預かり事業（ママの会）や認可外保育施設等を利用する場合は、無償化の対象にはなりません。

あくまでも、保育所の保育料のみ無償化になります。

【副食費について】

令和元年10月1日より、施設を利用する3歳児クラス～5歳児クラスの副食費を収集します。

中島保育所：主食は米飯を持参、副食費として4,500円を収集します。

角田光の子保育園・なかよしこどもえん：給食費（主食＋副食費）6,000円として収集します。

※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降のお子さんについては、副食費が免除されます。免除対象世帯については、別途通知します。